

## 条 例

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年七月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第二十七号

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を次のように改正する。

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和三十二年埼玉県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「、第一号」の下に「及び第三号から第六号までのいずれか」を加え、「四百三十三円」を「一人につき二百十七円」に改め、「から第五号までのいずれか」を削り、「二百十七円（学校医等に第一号に該当する者がいない場合にあつては、そのうち一人については三百六十七円）」を「三百三十四円」に改め、同項第二号中「及び孫」を削り、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫

第七条の二第二項第一号中「十万四千九百五十円」を「十万五千百三十円」に改め、同項第二号中「五万七千三十円」を「五万七千百十円」に改め、同項第三号中「五万二千四百八十円」を「五万二千五百七十円」に改め、同項第四号中「二万八千五百二十円」を「二万八千五百六十円」に改める。

別表中

「	六、〇八三円	七、八四五円	九、四九〇円	一〇、七四三円
五、一三三円	六、一一〇円	六、八一五円	七、九八〇円	

を

「	一一、六〇八円	一二、三五〇円	六、一三〇円	七、八九三円
八、八七八円	九、三四〇円	五、一七〇円	六、一四八円	

に改める。

九、五二〇円	一〇、七六三円	一一、六二〇円	一二、三六三円
六、八三八円	七、九九五円	八、八八八円	九、三五〇円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第二条第三項（次項及び附則第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、平成二十九年四月一日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

3 平成二十九年四月一日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの期間に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに平成二十九年四月一日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で当該期間について支給すべきものの補償基礎額についての改正後の第二条第三項の規定の適用については、同項中「第一号及び」とあるのは「第一号に該当する扶養親族については四百三十三円を、第二号に該当する扶養親族については一人につき二百六十七円（学校医等に第一号に該当する者がいない場合にあつては、そのうち一人については三百六十七円）を、」と、「を、第二号に該当する扶養親族については一人につき三百三十四円」とあるのは「（学校医等に第一号に該当する者及び第二号に該当する扶養親族がない場合にあつては、そのうち一人については三百六十七円）」とする。

4 施行日から平成三十年三月三十一日までの期間に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに施行日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で当該期間について支給すべきものの補償基礎額についての改正後の第二条第三項の規定の適用については、同項中「第一号及び」とあるのは「第一号に該当する扶養親族については一人につき三百三十四円を、第二号に該当する扶養親族については一人につき二百六十七円（学校医等に第一号に該当する者がいない場合にあつては、そのうち一人については三百三十四円）を、」と、「を、第二号に該当する扶養親族については一人につき三百三十四円」とあるのは「（学校医等に第一号に該当する者及び第二号に該当する扶養親族がない場合にあつては、そのうち一人については三百円）」とする。

5 改正後の第七条の二第二項の規定は、平成二十九年四月一日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例による。

6 改正後の別表の規定は、平成二十八年四月一日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額につ

いて適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。